

福山市国民健康保険人間ドック補助金交付事業の健診機関の手続について

1 受診者から人間ドックの予約

補助決定を受けた者から人間ドック予約の電話が入ります。

「福山市国保の人間ドックを受けたい」と、連絡がありましたら、本事業の補助対象となる人間ドック（福山市が指定する必須検査項目（別紙５）を全て含んだ人間ドック）のメニューを紹介・決定するとともに受診日の調整を行ってください。

2 人間ドックの実施

受付で、「福山市が交付した被保険者証又はマイナンバーカード（保険証利用登録者）もしくは資格確認書」を確認し、「福山市国民健康保険人間ドック補助金交付決定書（別紙２）」、「福山市国民健康保険特定健康診査受診券」を受領してください。

「福山市国民健康保険人間ドック補助金交付決定書（別紙２）」を受領するときは、必ず受領委任状の欄に受診者の署名がされていることを確認してください。

3 自己負担額の受領

人間ドック終了後、受診者から、人間ドック費用（特定健康診査の詳細項目として実施した眼底検査費用を除く）から２５，０００円を除いた額を受領してください（計算方法は算定例を参考にしてください）。

4 特定健康診査に係る費用を国保連へ請求

特定健康診査の検査項目については、通常の特定健康診査と同様、広島県国民健康保険団体連合会へ直接請求してください。

5 補助金の請求

補助金の請求書を所属の医師会事務局を経由して福山市へ送付します。

補助金請求書は健診月の翌月１０日までに送付してください。

補助金請求書に、医療機関名、住所、代表者を記入し、代表者印を押印のうえ提出してください。

その際、補助金請求書に、**実績報告書（別紙４）、補助金交付決定書（別紙２）、健診結果（任意様式）**を添えて提出してください。